主文

一 原判決を次のとおり変更する。

1 上告人は、被上告人に対し、一七八万九七九四円及びこれに対する 昭和六一年一月一四日から支払済みに至るまで年五分の割合による金員を支払え。

2 被上告人のその余の請求を棄却する。

二 訴訟の総費用はこれを五分し、その一を上告人の、その余を被上告 人の負担とする。

理 由

上告代理人芝康司、同山本寅之助、同森本輝男、同藤井勲、同山本彼一郎、同泉 薫、同矢倉昌子、同阿部清司の上告理由について

所論は、要するに、被上告人の請求は、上告人に対し、本件事故によって死亡したAの相続人(妻)である被上告人が、地方公務員等共済組合法(昭和六〇年法等一〇八号による改正前のもの。以下「法」という。)の規定する退職年金を受していたAが生存していればその平均余命期間に受給することができた退職年金の現在額などを同人の損害として、その賠償を求めるものであるところ、被上告人のよい。Aの平均余命年数を基準に遺族年金の現在額を算定したのが最高裁判ののであるとに対して賠償を求める損害額から控除すべきであると解するのが最高裁判ののである。当後に現実に支給を受けた遺族年金の額に限って損害額から控除すれば足割終結時までに現実に支給を受けた遺族年金の額に限って損害額から控除すれば足りるとした原判決には、法令の解釈適用を誤った違法がある、というのである。

- りるとした原判決には、法令の解釈適用を誤った違法がある、というのである。 - 1 不法行為に基づく損害賠償制度は、被害者に生じた現実の損害を金銭的に 評価し、加害者にこれを賠償させることにより、被害者が被った不利益を補てんし て、不法行為がなかったときの状態に回復させることを目的とするものである。
- 2 被害者が不法行為によって損害を被ると同時に、同一の原因によって利益を受ける場合には、損害と利益との間に同質性がある限り、公平の見地から、その利益の額を被害者が加害者に対して賠償を求める損害額から控除することによって死亡し、その損害賠償請求権を取得した相続人が不法行為と同一の原因によって利益を受ける場合にも、右の損益相殺的な調整を図ることが必要なときがあり得る。このような調整は、前記の不法行為に基づく損害賠償制度の目的から考えると、被害者又はその相続人の受ける利益によって被害者に生じた損害が現実に補てんされたということができる範囲に限られるべきである。
- 3 ところで、不法行為と同一の原因によって被害者又はその相続人が第三者に対する債権を取得した場合には、当該債権を取得したということだけから右の損益相殺的な調整をすることは、原則として許されないものといわなければならないけだし、債権には、程度の差こそあれ、履行の不確実性を伴うことが避けられず、現実に履行されることが常に確実であるということはできない上、特に当該債権が将来にわたって継続的に履行されることを内容とするもので、その存続自体についても不確実性を伴うものであるような場合には、当該債権を取得したということだけでは、これによって被害者に生じた損害が現実に補てんされたものということができないからである。
- 4 したがって、被害者又はその相続人が取得した債権につき、損益相殺的な調整を図ることが許されるのは、当該債権が現実に履行された場合又はこれと同視し得る程度にその存続及び履行が確実であるということができる場合に限られるものというべきである。
- 二1 法の規定する退職年金及び遺族年金は、本人及びその退職又は死亡の当時 その者が直接扶養する者のその後における適当な生活の維持を図ることを目的とする地方公務員法所定の退職年金に関する制度に基づく給付であって、その目的及び機能において、両者が同質性を有することは明らかである。そして、給付義務を負う者が共済組合であることに照らせば、遺族年金については、その履行の不確と関係を問題とすべき余地がないということができる。しかし、法の規定によれば、退職年金の受給者の相続人が遺族年金の受給権を取得した場合においても、その者のの受給権を取得した場合においても、その者ののでは、大大条)、既に支給を受けることが確定した遺族年金については、右の程度にその存続が確実であるということができる。とがいまだ確定していない遺族年金については、右の程度にそのを見たることがいまだ確定していない遺族年金については、右の程度にそのを

の存続が確実であるということはできない。

- 2 退職年金を受給していた者が不法行為によって死亡した場合には、相続人は、加害者に対し、退職年金の受給者が生存していればその平均余命期間に受給することができた退職年金の現在額を同人の損害として、その賠償を求めることができる。この場合において、右の相続人のうちに、退職年金の受給者の死亡を原因として、遺族年金の受給権を取得した者があるときは、遺族年金の支給を受けるべきる。 支給を受けることが確定した遺族年金の額の限度で、その者が加害者につき、支給を受けることが確定した遺族年金の額のであるが、いまだ支給を受けることが確定していない遺族年金の額についてまで損害額から控除することを要しないと解するのが相当である。
- 3 以上説示するところに従い、所論引用の当裁判所第三小法廷昭和五〇年一〇月二一日判決及び最高裁昭和五二年(オ)第四二九号同年一二月二二日第一小法廷判決・裁判集民事一二二号五五九頁その他上記見解と異なる当裁判所の判例は、いずれも変更すべきものである。
- 三1 これを本件についてみるのに、原審の適法に確定した事実関係によれば、 (一) Aは、本件事故前、退職年金を受給していた、(二) Aが本件事故によって 死亡しなければその平均余命期間に受給することができた退職年金の現在額(被上 告人の相続分)は、一〇三五万五六七一円である、(三) 被上告人は、Aが本件事 故によって死亡したため、遺族年金の受給権を取得し、原審の口頭弁論終結時まで に合計三二一万一一五一円の支給を受けた、というのである。
- に合計三二一万一一五一円の支給を受けた、というのである。 2 原審は、右事実関係の下において、被上告人が現実に支給を受けた遺族年金の額に限って、これを損害の額から控除すべきものとし、Aの得べかりし退職年金の現在額その他の損害額に過失相殺による減額を加えた額から遺族年金の既払分三二一万一一五一円及び自動車損害賠償保障法に基づく保険金を控除した残額に弁護士費用を加え、結局、二一六万二一四四円が上告人の被上告人に対する損害賠償額であると判断した。
- 3 しかし、法七五条一項、四項によれば、年金である給付は、その給付事由が生じた日の属する月の翌月からその事由のなくなった日の属する月までの分を支給し、毎年三月、六月、九月及び一二月(なお、昭和六〇年法律第一〇八号により、毎年二月、五月、八月及び一一月と改正され、改正前の遺族年金にも適用されることになった。)において、それぞれの前月までの分を支給するものとされており、被上告人について遺族年金の受給権の喪失事由が発生した旨の主張のない本件においては、原審口頭弁論終結の日である昭和六三年七月八日現在で被上告人が同年七月分までの遺族年金の支給を受けることが確定していたものである。

ところで、被上告人が原審最終口頭弁論期日までに支給を受けた最終の分は昭和六三年五月(原判決の事実摘示欄に同年六月とあるのは誤記と認める。)に支払われた三七万二三五〇円であることは、原判決の記載から認められるところ、右金員は、前記の法七五条四項の規定によれば、同年二月から四月までの遺族年金であるとみるべきであるから、被上告人の当時の遺族年金の三か月分の金額は三七万二三五〇円であることが明らかである。

- 4 したがって、本件において、前記の損害額から控除すべき遺族年金の額は、被上告人が既に支給を受けた三二一万一一五一円と原審の口頭弁論終結時において支給を受けることが確定していた同年五月から七月までの三か月分三七万二三五〇円との合計額であるというべきである。
- 15 そうすると、彼上告人に関する損害賠償として上告人に対し支払を命ずべき額は、原審の認容額二一六万二一四四円から右の三七万二三五〇円を控除した一七八万九七九四円ということになるので、これと結論を一部異にする原審の前記判断には、損害賠償額の算定に関する法令の解釈適用を誤った違法があるといわなければならない。論旨は、その限度で理由があり、原判決は、右の三七万二三五〇円を控除しなかった限度で破棄を免れず、同部分につき、被上告人の請求は棄却すべきものである。

よって、原判決を主文第一項のとおり変更することとし、民訴法四〇八条、三九六条、三八六条、三八四条、九六条、八九条、九二条に従い、裁判官藤島昭、同園部逸夫、同佐藤庄市郎、同木崎良平、同味村治の反対意見があるほか、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

裁判官藤島昭の反対意見は、次のとおりである。

一 私は、地方公務員等共済組合法の規定する退職共済年金(昭和六〇年法律第 一〇八号による改正前の同法の規定する退職年金についても同じ。以下「退職年 金」という。)を受給していた者が不法行為によって死亡した場合に、相続人は、加害者に対し、退職年金の受給者が死亡しなければその平均余命期間に受給することができた退職年金の現在額を同人の損害として、その賠償を求めることはできず、したがって、右の相続人のうちに、退職年金の受給者の死亡を原因として、同法の規定する遺族共済年金(前記の改正前の地方公務員等共済組合法の規定する遺族年金についても同じ。以下「遺族年金」という。)の受給権を取得し、これに基づく支給を受けている者があるときにも、既に支給を受けた年金額又は将来受給しづく支給を受けている者があるときにも、既に支給を受けた年金額又は将来受給しる名年金額を右にいう損害額から控除することを要しないと解するのが相当である(そもも控除の要否を論ずる前提を欠く。)と考える。その理由は、次のとおりである。

三 これを退職年金を受給していた者が死亡した場合についてみると、退職年金の受給者が生存していれば受給できた退職年金を同人の逸失利益とみることができるか否かは、退職年金が受給者の稼動能力を基礎として支給されるものであるか否かにかかっている。そこで、以下、退職年金の性質について考える。

かにかかっている。そこで、以下、退職年金の性質について考える。 1 地方公務員等共済組合法の規定する退職年金は、地方公務員等の相互救済を 目的とする共済制度に基づく給付であるが、その基礎を地方公務員法四三条三項に 置くもので、本人及びその退職又は死亡の当時その者が直接扶養する者のその後に おける適当な生活の維持を図ることを目的とする退職年金に関する制度に基づく給 付にほかならない。退職年金の右の目的は、国家公務員等共済組合法の規定する退 職年金(昭和六〇年法律第一〇五号による改正後の同法の規定する退職共済年金を 含む。)のほか、厚生年金保険法の規定する老齢厚生年金、国民年金法の規定する 老齢基礎年金の目的とも共通するものであって、いずれもわが国における社会保障 制度の根幹を占めるものである。

2 そして、退職年金は、右の目的からしても、また、その機能からしても、本人及びその家族(本人が直接扶養する家族)が本人の退職後における一定の生活水準を維持し得るために給付される生活保障と理解すべきものと思われる。本人が掛金を負担していることは、共済制度が相互救済を目的とし、かつ、健全な保険数理を基礎として定められるべきことに由来するもので、これを理由に退職年金を生活保障として理解することが妨げられるものではない。

及びその家族又は遺族に対する生活保障であるため、遺族年金が退職年金の代替的な役割を果たすことを前提にしているからである。そして、遺族年金の額が原則として退職年金の額の四分の三(本件当時は二分の一)とされていることも、右の代替的な役割を裏付けるものであって、その割合からしても、本人によって生計を維持していた遺族の保護に欠けるものではないと思われる。

4 退職年金は、これを今日的にみれば、社会保障制度の一環として理解されるべきもので、これとは別に、不法行為法の領域において、不法行為によって死亡した退職年金の受給者が生存していれば受給できた退職年金を本人の逸失利益として算定する理由も、その必要もない。

算定する理由も、その必要もない。 本件のように、退職年金の受給者が事故により死亡した場合の損害賠償として は、まず、本人の健康状態その他諸般の事情を総合して、本人の稼働能力の有無及 びその程度を的確に評価し、稼働能力が存在すると認められる場合には、賃金セン サス等の資料を用いるなどして損害賠償額を算定すべきであり、このような方法に よって本人又はその相続人の適正な保護が図られるべきものである(右の賠償額の 算定に関して、被害者が賃金センサスを上回る額の収入を得ていたときは、その収 入額が稼働能力を表象するものとみるべきであり、また、その収入が賃金センサス を下回る場合でも、それが自らの稼働能力をすべて実現していたとはいえないとき には、賃金センサスを用いて損害賠償額を算定することができよう。)。

五 私の考え方によれば、原判決には、退職年金を受給していたAが生存していれば受給できた退職年金の現在額を本人の逸失利益として計上した上、Aの死亡によって遺族年金の受給権を取得した被上告人が既に支給を受けた遺族年金の額を控除して賠償額を算定した点において、法令の解釈適用を誤った違法があり、その結果、Aの損害額の算定につき、審理不尽の違法があるといわなければならない。したがって、原判決を破棄し、右の点につき、前示の方法に基づいて更に審理を尽くさせる必要があるから、本件を原審に差し戻すべきである。

裁判官園部逸夫、同佐藤庄市郎、同木崎良平の反対意見は、次のとおりである。 我々は、退職年金を受給していた者が不法行為によって死亡した場合には、相続 人は、加害者に対し、退職年金の受給者が生存していればその平均余命期間に受給 することができた退職年金の現在額を基礎として同人の財産上の損害を算定し、そ の賠償を求めることができるが、この場合において、右の相続人のうちに、退職年 金の受給者の死亡を原因として、遺族年金の受給権を取得し、これに基づく支給を 受けている者があるときにも、既に支給を受けた年金額又は将来受給し得る年金額 の現在額を右の損害額から控除することを要しないと解するのが相当であると考え る。その理由は、次のとおりである。

- 1 不法行為に基づく損害賠償制度の目的が、被害者に生じた現実の損害を金

銭的に評価し、加害者にこれを賠償させることにより、被害者が被った不利益を補てんして、不法行為がなかったときの状態に回復させることにあることは、多数意見が説くとおりである。

なお、このような見解に対しては、(1) 稼働能力は加齢とともに逓減するはずであるのに、退職年金額は死亡に至るまで一定である(逓減しない)ことと矛盾するのではないか、また、(2) 例えば、寝たきりの状態にある受給権者についても、なお稼働能力を認めることになって、不合理ではないか、という疑問が予想される。しかし、(1)の点については、確かに稼働能力は加齢により逓減するものであるが、退職年金は、退職から死亡までの期間に退職者が有する全稼働能力を平均して金額的に表象するものであるから、加齢によって現実の稼働能力が著しく減少した時点においても、なお退職者の稼働能力を表象するものである性格を失わないというべきであるし、また、(2)の点については、現実の稼働能力が皆無というべき状態になった時点においても、同様に考えるべきである。

き状態になった時点においても、同様に考えるべきである。 ニ1 被害者が不法行為によって損害を被ると同時に、同一の原因によって利益 を受ける場合には、公平の見地から、その利益の額を加害者に賠償を求める損害の 額から控除することによって、損益相殺的な調整を図る必要があり、また、この場 合、右の利益を受ける者が被害者の損害賠償請求権を取得した相続人であるとき も、同様な損益相殺的な調整を図る必要があり得ることを否定することができな い。この点も、多数意見が説くとおりである。

2 しかし、退職年金の受給者の死亡により、その相続人が遺族年金の受給者の死亡により、その相続人が遺族年金の受給者の死亡により、後に支給を受ける権利を取れたとことにより、とことにより、とことにより、とことにより、とことにより、とことにより、とことにより、とことにより、とことにより、とことにより、とことにより、自己により、自

3 したがって、死亡した退職年金の受給者の相続人が遺族年金の受給権を取得したとしても、これを損害賠償額の算定に当たって控除することは要しないというべきである。そして、この見解と異なる当裁判所の判例は、いずれも変更されるべ

きものと考える。

三 本件において、上告人は、Aの平均余命期間に受給することができる被上告人の遺族年金の現在額を損害額から控除すべきことを主張するものであるところ、我々の見解によれば、被上告人の遺族年金については、将来受給すべき分はもとより、既に支給を受けた分についても損害額から控除することを要しないというべきであるから、現実に支給を受けた遺族年金の額につき損害額から控除すべきものとした原審の判断は、誤りであるというべきである。

しかし、本件においては、被上告人からの上告がないので、不利益変更禁止の原則により、原審の結論を上告人に不利益に変更することはできないから、これを維持し、本件上告は棄却すべきものである。

裁判官味村治の反対意見は、次のとおりである。

一 多数意見は、法の規定する退職年金を受給していた者が不法行為によって死亡し、相続人のうちに、右の死亡を原因として法の規定する遺族年金の受給権を取得した者がある場合には、右の相続人が賠償を求める損害額から、支給を受けることが確定した遺族年金の額を控除すべきであるが、まだ支給を受けることが確定していない遺族年金の額は控除することを要しないとする。しかし、私は、右の損害額から控除すべき額は、被害者と同性同年齢の者の平均余命年数の間に、右の相続人が支給を受けることが確定すべき遺族年金の現在額すなわち被害者の死亡時現在における価額であると考えるので、以下その理由を述べる。

二 多数意見が摘示する当裁判所第三小法廷昭和五〇年一〇月二一日判決は、前記の場合と同じ場合(ただし、退職年金及び遺族年金は、当該事案の当時施行されていた地方公務員等共済組合法に基づくもの)について、被害者の平均余命年数の間は、遺族年金を取得した相続人が相続により被害者の逸失利益として取得した退職年金と、右の相続人が受けるべき遺族年金とは重複し、右の相続人がその間遺族年金を受領するのは不当に利得することとなるので、被害者の平均余命年数を基準として、遺族年金の現在額を算出した上、これを右の相続人が賠償を求める損害額から控除すべきものとした。私は、基本的な考え方において、この判決に賛成である。

 続的な給付を内容とする存続の不確実な債権であるのに、前者を損害として認めながら、後者を右の調整の対象となる利益として認めないことは、公平の見地から相当とは思われない。また、多数意見によれば、遺族年金として支給を受ける額については、その確定の時期が原審口頭弁論終結の前後のいずれであるかによって右の調整の対象となるか否かが決せられることとなるが、口頭弁論がいつ終結するかは、訴訟の進行状況によるもので、当事者間の実体法上の公平とは関係がないから、多数意見は、この点においても、右の調整が公平の見地から必要とされることに適合しないと思われる。

六 以上により、私は、本件において、被上告人が上告人に対して賠償を求める 損害額から控除すべき額は、被害者と同年齢の男性の平均余命年数の間に、被上告 人が支給を受けることが確定すべき遺族年金の現在額とすべきものと考える。右の 現在額の算定については、中間利息を控除するほか、生命表等により、被上告人と 同年齢の女性が右の期間内の各年に死亡する率の平均値を求め、次に、人口動態統 計等により、夫と死別した女性の再婚率を求め、これらをそれぞれ被上告人が右の 期間内に死亡し又は再婚する蓋然性の数値とし、これらの数値により遺族年金の受 給権の存続の蓋然性の数値を求めて、これを算定の一要素とすることが相当である と考える。

七 前述したところによれば、原判決には、被上告人が既に支給を受けた遺族年金の額のみを控除して賠償額を算定した点において、法令の解釈適用を誤った違法があり、その結果審理不尽の違法があるものというべきである。したがって、原判決を破棄し、右の点につき、更に審理を尽くさせる必要があるから、本件を原審に差し戻すべきである。

最高裁判所大法廷

)所裁 大長 法裁裁裁裁裁裁裁裁裁裁裁裁裁裁裁裁裁裁裁裁裁裁裁裁裁裁裁裁裁裁裁裁裁裁	草藤坂貞大園橋中佐可木味大小三	場島上家堀部元島藤部崎村西野	良素克誠逸四敏庄恒良 勝幹	郎次市	八昭夫己一夫平郎郎雄平治也雄達
裁判官 裁判官	小	野 好	幹		雄達